

記載要領等	相続税の申告書第8の6表の付表2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）
-------	---

《書きかた等》

1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記入します。
- (2) ④欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (3) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。

2 「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」欄

- (1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。
- (2) 相続開始の時までに譲渡等をしたことにより、現に所有していない受贈宅地等及び受贈建物についても記入してください。

3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄

- (1) 「(1) 宅地等」欄について
 - イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3(1)欄の記載に基づき記入してください。なお、当該宅地等が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(1)欄に記入せず、(4)欄に記入します。
 - ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2(2)欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- (2) 「(2) 建物」欄について
 - 「第11の3表」の3(2)欄の記載に基づき記入してください。なお、当該建物が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(2)欄に記入せず、(4)欄に記入してください。
- (3) 「(3) 減価償却資産」欄について
 - 「第11の3表」の3(3)欄の記載に基づき記入してください。なお、当該減価償却資産が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、(3)欄に記入せず、(4)欄に記入してください。
- (4) 「(4) 受贈宅地等に係る買換資産」欄について
 - イ a及びb欄は、「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」①欄に記入した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記入します。

＜相続税の申告書第８の６表の付表２ 記載要領等＞

- ロ ②欄のdからf欄は、「第１１の３表」の３(１)から(３)欄の記載に基づき記入してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記入し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記入してください。
- ハ h欄の「gのうち特例の適用を受ける面積」については、「第８の６表の付表３」の２(２)欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

４ 「特例事業用資産の価額」欄

A欄の金額を「第８の６表」の「１ 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第８の６表の付表１」又は「第８の６表の付表２の２」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第８の６表」の「１ 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。